

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十一号

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改

正する条例

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年佐賀県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定要件」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び第二項第二号に規定する認定の基準」を「第三条第一項及び第三項の規定により、認定こども園の認定の要件」に、「認定基準」を「認定要件」に改める。

第二条第二号口及び第五号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第二条第一項中「認定基準」を「認定要件」に、「基準は」を「要件は」に改め、同項第二号中「ただし」を「この場合において」に改め、同項に次の号を加える。

三 満一歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努めること。

第四条中「認定基準」を「認定要件」に、「基準は」を「要件は」に改める。

第五条中「認定基準」を「認定要件」に、「基準は」を「要件は」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園にあつては、」を削り、「、第三号」の下に「及び前号」を加え、「当該認定こども園の満三歳以上」を「認定こども園の満三歳以上」に改め、同号亦中「第九条第三号」を「第九条第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 認定こども園の子どもに対する食事の提供は、当該認定こども園の園内で調理する方法により行うこと。

第六条を次のように改める。

（教育及び保育の内容）

第六条 認定要件のうち教育及び保育の内容に関する要件は、次のとおりとする。

- 一 規則で定める幼稚園教育に関する指針及び保育所保育に関する指針に基づいた指導計画を定めていること。
- 二 障害のある子どもの保育については、一人一人の発達の過程及び障害の

状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下でこれを実施すること。

三 子どもに対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。

第七条中「認定基準」を「認定要件」に、「基準は、子育て支援事業」を「要件は、法第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）」に改める。

第八条を次のように改める。

（子育て支援事業）

第八条 認定要件のうち子育て支援事業に関する要件は、次のとおりとする。

一 子育て支援事業のうち、当該認定子ども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

二 子育て支援事業の実施計画を定めていること。

第九条中「認定基準」を「認定要件」に、「基準は」を「要件は」に改め、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「当該」を削り、「評価できるよう」を「評価することができるよう」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 幼稚園型認定子ども園（第二条第二号イに掲げるものに限る。）にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該認定子ども園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 保育所型認定子ども園及び地方裁量型認定子ども園にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（保育所型認定子ども園にあつては、その所在する市町における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が

達成されるよう保育を行うこと。

三 幼稚園型認定こども園（第二条第二号ロに掲げるものに限る。）及び幼  
保連携型認定こども園にあつては、次のいずれかに該当する施設であるこ  
と。

イ 当該認定こども園を構成する保育所又は認可外保育施設において、満  
三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成  
されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こ  
ども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。  
ロ 当該認定こども園を構成する保育所又は認可外保育施設に入所してい  
た子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一  
貫した教育及び保育を行うこと。

第九条に次の三号を加える。

九 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定  
こども園である旨の表示をすること。

十 子どもの食事を調理する職員（調乳する職員を含む。）に対し、検便に  
よる健康診断を実施すること。

十一 職員に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう  
努めること。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>佐賀県における認定こども園の認定要件に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）<u>第三条第一項及び第三項の規定により、認定こども園の認定の要件（以下「認定要件」という。）</u>について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）であって、<u>法第三条第三項の認定を受けたもの</u></p> <p>三・四 略</p> <p>五 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所であって、<u>法第三条第三項の認定を受けたものをいう。</u></p> <p>(職員の配置)</p>	<p>佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）<u>第三条第一項第四号及び第二項第三号に規定する認定の基準（以下「認定基準」という。）</u>について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）であって、<u>法第三条第二項の認定を受けたもの</u></p> <p>三・四 略</p> <p>五 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所であって、<u>法第三条第二項の認定を受けたものをいう。</u></p> <p>(職員の配置)</p>

改正後	改正前
<p><b>第三条</b> 認定要件のうち職員の配置に関する要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる保育する子どもの区分に応じ、同表の下欄に掲げる数の保育に従事する者を置くこと。この場合において、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>略</p> <p>三 満一歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努めること。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の資格)</p> <p><b>第四条</b> 認定要件のうち職員の資格に関する要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>(施設及び設備等)</p> <p><b>第五条</b> 認定要件のうち施設及び設備等に関する要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 認定こども園の子どもに対する食事の提供は、当該認定こども園の園内で調理する方法により行うこと。</p> <p>八 次に掲げる要件を満たす場合には、第三号及び前号の規定にかかわらず、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供を、当該認定こども園の敷地外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p>	<p><b>第三条</b> 認定基準のうち職員の配置に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる保育する子どもの区分に応じ、同表の下欄に掲げる数の保育に従事する者を置くこと。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>(職員の資格)</p> <p><b>第四条</b> 認定基準のうち職員の資格に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>(施設及び設備等)</p> <p><b>第五条</b> 認定基準のうち施設及び設備等に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園にあつては、次に掲げる要件を満たす場合には、第三号の規定にかかわらず、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供を、当該認定こども園の敷地外で調理し、搬入する方法により行うこ</p>

改正後	改正前
<p>イ〜二 略</p> <p>ホ 第九条第六号に規定する食育推進計画に基づいた食事を提供するための体制を整えていること。</p> <p>九 略</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p><b>第六条</b> 認定要件のうち教育及び保育の内容に関する要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 規則で定める幼稚園教育に関する指針及び保育所保育に関する指針に基づいた指導計画を定めていること。</p> <p>二 障害のある子どもの保育については、一人一人の発達の過程及び障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下でこれを実施すること。</p> <p>三 子どもに対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</p> <p>(保育者の資質向上等)</p> <p><b>第七条</b> 認定要件のうち保育者の資質向上等に関する要件は、法第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）等に対応するための研修計画の策定、研修の機会を確保するための勤務体制の配慮等子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図るための必要な措置が講じられていることとする。</p> <p>(子育て支援事業)</p> <p><b>第八条</b> 認定要件のうち子育て支援事業に関する要件は、次のとおりとする。</p>	<p>とができる。</p> <p>イ〜二 略</p> <p>ホ 第九条第三号に規定する食育推進計画に基づいた食事を提供するための体制を整えていること。</p> <p>八 略</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p><b>第六条</b> 認定基準のうち教育及び保育の内容に関する基準は、規則で定める幼稚園教育に関する指針及び保育所保育に関する指針に基づいた指導計画を定めていることとする。</p> <p>(保育者の資質向上等)</p> <p><b>第七条</b> 認定基準のうち保育者の資質向上等に関する基準は、子育て支援事業等に対応するための研修計画の策定、研修の機会を確保するための勤務体制の配慮等子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図るための必要な措置が講じられていることとする。</p> <p>(子育て支援事業)</p> <p><b>第八条</b> 認定基準のうち子育て支援事業に関する基準は、子育て支援事業の実施計画を</p>

改正後	改正前
<p>一 子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>二 子育て支援事業の実施計画を定めていること。</p> <p>(管理運営等)</p> <p><b>第九条</b> 認定要件のうち管理運営等に関する要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 幼稚園型認定こども園(第二条第二号イに掲げるものに限る。)にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該認定こども園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(保育所型認定こども園にあつては、その所在する市町における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p>	<p>定めていることとする。</p> <p>(管理運営等)</p> <p><b>第九条</b> 認定基準のうち管理運営等に関する基準は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>三 幼稚園型認定こども園（第二条第二号ロに掲げるものに限る。）及び幼保連携型認定こども園にあつては、次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>イ 当該認定こども園を構成する保育所又は認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該認定こども園を構成する保育所又は認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>四～六 略</p> <p>七 保護者が認定こども園を適切に評価することができるよう情報を開示していること。</p> <p>八 略</p> <p>九 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。</p> <p>十 子どもの食事を調理する職員（調乳する職員を含む。）に対し、検便による健康診断を実施すること。</p> <p>十一 職員に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</p>	<p>一～三 略</p> <p>四 保護者が当該認定こども園を適切に評価できるよう情報を開示していること。</p> <p>五 略</p>